

番号	1. (1)
項目	入口を男女別々に設置してください
(回答)	
<p>公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設ですが、無人管理で、不特定多数の方が 24 時間ご利用いただけることから、いたずらなどによる施設損傷・盗難、夜間の不適切利用等の懸念があります。そのため、防犯面から、出入り口には見通しや開放性を一定確保しているところです。</p> <p>しかし、利用者のプライバシーの確保については、時代や社会環境が変化し、人々の意識が高まる中で、公園の環境改善という観点から、トイレの更新や改修を行う際にはこれらのこと配慮して整備してまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話 : 06-6615-6769

番号	1. (2)
項目	和式トイレを洋式トイレに改修してください
(回答)	
	<p>トイレの洋式化を伴う改修を行うには、給排水等の設備配管の交換やトイレベースの割付の変更など大規模な改修が必要となり、多額の費用を要します。そのため、必要性や状況等を十分に精査した上で効率的・効果的に行う必要があると考えており、現在は、遠方から多くの利用者が見込まれる大規模な公園のトイレにおいて、改修を優先的に進めています。</p>
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	1. (3)
項目	特に、男女の仕切り壁もない友渕中央公園のトイレを早急に改修してください。現状に不安を抱く方も多く、早急の改修を望む声が大きくなっています
(回答)	
	<p>大規模な改修は、多額の費用を要することから、必要性や状況等を十分に精査した上で効率的・効果的に行う必要があると考えており、現在は、遠方から多くの利用者が見込まれる大規模な公園のトイレにおいて、改修を優先的に進めています。そのため、現時点では友渕中央公園において、改修を行う予定はございません。</p>
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	2.
項目	大阪市の介護保険料は全国一高くなり、全国平均の1.5倍となっています。引き下げを強く希望します。
(回答)	
<p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。</p> <p>本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっています。令和6年度から令和8年度までの第9期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の改定等の影響により、基準となる月額保険料を9,249円と設定させていただいたところです。</p> <p>なお、本市としても、制度を長期的に安定して運営するため、国の負担割合の引上げなどをすることにより、第1号被保険者の負担を軽減するよう令和7年6月に国に対して要望を行ったところです</p>	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）電話：06-6208-8028

番号	3．補聴器購入費助成事業を次のように改善してください
項目	<p>(1) 介護予防活動参加を条件としないこと</p> <p>(2) 助成額を15万円以上とすること</p> <p>(3) 助成金は前払いも可能とすること</p> <p>(4) 区役所で受付・決定を行うこと</p>
(回答)	
<p>本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な65歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和7年4月1日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける65歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。</p> <p>本事業の助成に係る上限の金額については、すでに65歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1人の対象者につき25,000円を上限としております。</p> <p>また、本事業は、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただくこと」を助成の要件としているため、購入した補聴器に係る領収証の写しや介護予防活動等の実施状況に係る報告書を請求書と併せて提出していただいた上で、償還払いにより助成費用を支給することとしています。</p> <p>加えて、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。</p> <p>申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載していますが、各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。</p> <p>なお、加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましても、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。</p> <p>国においては、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、この間、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的助成制度を創設すべきであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。</p>	
担当 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957	